

令和4年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和4年9月13日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 同意第 4号 | 新冠町教育委員会教育長の任命について |
| 第 6 | 報告第 5号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 7 | 報告第 6号 | 委員会の調査報告について（議会あり方協議特別委員会） |
| 第 8 | 報告第 7号 | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 9 | 報告第 8号 | 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 第10 | 報告第 9号 | 専決処分について（損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 第11 | 承認第 7号 | 専決処分について（令和4年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第12 | 承認第 8号 | 専決処分について（令和4年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第13 | 承認第 9号 | 専決処分について（令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算） |
| 第14 | 認定第 1号 | 令和3年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第 2号 | 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第16 | 認定第 3号 | 令和3年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第17 | 認定第 4号 | 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第18 | 認定第 5号 | 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第19 | 認定第 6号 | 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |

- 第20 認定第 7号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定
- 第21 会議案第8号 特別委員会の設置について（令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会）
- 第22 議案第38号 指定管理者の指定について（にいかっぷほろシリ乗馬クラブ）
- 第23 議案第39号 指定管理者の指定について（道の駅「サラブレッドロード新冠」）
- 第24 議案第40号 財産の取得について（スクールバス購入）
- 第25 議案第41号 新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第42号 令和4年度新冠町一般会計補正予算
- 第27 議案第43号 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第28 会議案第9号 特別委員会の設置について（新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会）

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 山本政嗣君 |
| 教育長 | 奥村尚久君 |
| 総務課長 | 佐藤正秀君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 谷藤聡君 |
| 保健福祉課長 | 鷹皆寧君 |
| 産業課長 | 島田和義君 |

建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	工藤匡君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	三宅正俊君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	小久保卓君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君
社会教育課総括主幹	佐々木京君
社会教育課総括主幹	坂元一馬君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	田村一晃君
議会事務局総括主幹	三宅範正君

(午前9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。
議事日程は御手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、氏家良美議員、5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月20日までの8日間とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。議案等調査のため、9月14日、15日、及び、9月17日から9月19日までの5日間を休会としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって9月14、15日及び9月17日から19日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から、御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告をいたします。
次に、第2回定例会において可決された意見書2件は、関係機関に提出しておきましたので、御了承願います。

次に、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況については、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、本定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名は御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和4年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和4年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策等について」ご報告いたします。まずもって、私事でございますが、7月22日に新型コロナウイルス感染症検査の結果、陽性となり、8月1日まで自宅療養しておりました。療養期間中においては、公務に支障の無いよう、電話等により指示を行って参りましたが、この間、行事等には出席できず、関係者の方々や、町民の皆さまには大変ご心配とご迷惑をおかけしました。今後も体調に留意しながら町政運営に努めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。まず、対策本部会議の開催状況についてですが、町では、これまでも報告しておりますとおり、令和2年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以来、規模を縮小のうえ、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持し、現在に至っております。現在の感染状況につきましては、新型コロナの感染が国内で初めて確認されてから2年数カ月経過するわけですが、当町における感染者数は本年8月末までで431人となっており、この内、本年に入ってから400人、率にして92.8%と、ほとんどが今年に入ってからという状況です。特に、5月の146名に続き、8月は149名と急拡大がみられ、9月に入ってから12日現在29名の感染が確認されておりますが、これまで、幸いにして罹患者が重症化したという報告は受けてございません。最近の感染者数は、減少傾向にあります。いまだ終息は見通せない状況であります。また、

自宅療養期間の短縮や全数把握の見直しなど、国は、新型コロナウイルスとの共存に向けた対策緩和を進めていることから、今後の感染対策が大きく変動することが考えられますので、国の動向を注視し、町としての対応を適切に講じて参りたいと存じます。

次に、新冠町立国保診療所職員2名が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認されましたのでご報告申し上げます。はじめに病棟看護補助職員1名が8月29日に陽性者として判明しておりますが、休暇中の感染発覚でありましたので、診療所内では濃厚接触者はいないと保健所より報告を受けております。次に病棟看護師1名が8月31日に陽性者と判明しました。症状出現前の8月27日に一緒に夜間勤務していた看護師1名が濃厚接触者に指定されましたので、入院患者さん14名全員と8月30日に退院された患者さん1名につきまして、すみやかに抗原検査及びPCR検査を実施し、全員陰性と判定されております。陽性者および濃厚接触者にあたる看護師2名は入院棟内での勤務限定のため、外来診療スペースに感染を拡大する可能性は極めて低いと考えておりましたが、念のため外来患者さんと入院患者さんの接触機会が多いリハビリテーションについては、9月4日まで休診しております。また、一定期間、新規入院患者さんの受入制限を行うとともに、不急の検査の延期等の制限を実施させて頂きましたが、現在は通常診療を行っております。今後におきましても、これまで以上に町関連施設の感染防止対策を徹底させるとともに、職員の感染予防意識をより一層高めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告いたします。まず、8月22日現在におけるワクチン接種状況であります。町民全体で対象者が5,067名に対し1回以上接種されている方が4,261名で接種率では、84.1%となっております。年代別では、5歳から11歳の小児ワクチンは2回接種のワクチンで、接種率は28%であります。次に12歳以上は3回もしくは4回目接種へ進んでおまして、そのうち4回目接種の対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方や医療従事者等及び高齢者施設等の従事者となっております。3回目以降の接種率ですが、10代が47%、20代が56%、30代が70%、40代が73%、50代は79%となっております。60歳以上は4回目接種へ進んでおりますが接種率では60代が88%うち4回目接種終了者は69%、70代では88%うち4回目接種終了者75%、80代88%うち4回目接種終了者72%、90代82%うち4回目接種終了者67%、100歳以上は全員4回目接種終了者で83%となっております。

次に、接種体制でございますが、4回目接種につきましては、保健センターでの集団接種を8月末で終了致しまして、9月より国保診療所において毎週金曜日に予約受けのうえ接種体制を整えております。最後に、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種につきましても国において秋以降に開始を予定しておりますので、詳細が決まり次第、町民周知のうえワクチン接種を実施して参ります。以上、新型コロナウイルス感染症対策等についてのご報告といたします。

次に、企業版ふるさと納税の取組み開始についてご報告申し上げます。生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができるふるさと納税は、所得税の還付、あるいは住民税の控除、そして返礼品を受取ることが出来る個人向けのふるさと納税と法人関係税から税額控除を受けられる企業版ふるさと納税の2つの制度がございます。この度、企業版ふるさと納税の取組みを開始しましたので、現状における取組みの方向性など町としての考えについてご報告申し上げます。企業版ふるさと納税は、正式名称を、地方創生応援税制といい、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組みに対し、企業が寄付を行った場合に法人関係税から税額を控除する制度です。制度は、平成28年に内閣府が創設し、令和2年4月の税制改正により寄付額の最大6割であった税額軽減が約9割に引き上げられ、企業版ふるさと納税による企業の実質税負担は、1割までに圧縮されるという大きな税制上の恩恵を受けられるという制度になりました。この税制改正により企業側の関心は高まり、制度改正の行われた令和2年度全国の寄付受入件数は、前年比922件増の2,249件、受入額は、およそ76億円増の110億円を記録しました。これまで町は、企業版ふるさと納税の受入を可能とするため寄附の対象は、町が作成し、内閣府が認可した地域再生計画に係る事業に対して企業が寄附を行った際に、税額が控除されるため、町は地域再生計画の樹立を急いできました。その結果、本年7月8日、当町の地域再生計画が認定され、企業版ふるさと納税の受入が可能となつてございます。計画の中では、寄附をしていただく企業の幅広いニーズに対応できるよう、町づくり事業を4つのプロジェクトに分け、まちづくり全般に亘る支援を受け入れられるよう地域再生計画を構築しました。当町には、ふるさと新冠を離れ都会で生活の基盤を築いた方、あるいは都会で起業をした方々が作る東京新冠会があります。また新冠町で事業を行い、本店を他所に構える事業者もございまして、当町のレ・コードと音楽によるまちづくりに関心を抱く企業もあるかと思ひます。いずれも当町に想いを寄せ、あるいは支援の思ひを抱く可能性が高いものと考えます。寄附という性質上、積極的な働きかけによってしていただくものではありませんが、当町のまちづくりを広くPRすることで、1件でも多くの企業が当町への企業版ふるさと納税を検討し、寄附に繋がることを願つてやみません。私も新冠町長として、職員と共にこれまで以上に町のPRを行い、新冠ファンを一人でも増やし、町への寄附が1件でも増えるよう努力して参る所存です。

次に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定についてご報告申し上げます。日本海溝・千島海溝沿いの領域は、過去に巨大地震や巨大津波が幾度となく大きな被害を及ぼしており、このような災害記録の分析などから、国は東日本の太平洋沿岸の極めて広い範囲での大津波の想定を発表し、これを受け、北海道は、本年7月28日に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定を公表しました。被害想定的前提条件として、地震発生時期や時間帯によって被害が異なるため、夏の昼、冬の夕、冬の深夜の3パターンで推計され、冬の深夜は、就寝中の時間帯で避難準備に時間を要し、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、被害が多くなると想定されています。なお、想定さ

れる当町の最大津波高は、節婦漁港で10.3mとされております。被害想定は、建物被害は津波や揺れによる全壊棟数、人的被害は津波や建物倒壊による死者数などが想定され、さらに早期避難率や呼びかけの効率による避難行動の違いを条件分けしております。この条件をもとに、最も被害が多くなるとされる冬の深夜で推計した場合、当町の建物被害の全壊棟数は、760棟、人的被害の死者数は、最大2,600人、早期避難率が高く呼びかけを効率的に実施した場合でも2,300人と非常に厳しい想定となっております。この人的被害は、浸水区域外へ避難することを前提として推計されているものであり、新冠市街地及び節婦市街地はいずれも全域が浸水区域となることから、被害が大きくなっております。しかし、浸水区域内にある役場、診療所、新冠小学校などの緊急避難場所へ避難することにより一定数は被害から逃れることが可能でありますので、今般の推計に係る詳細のデータを取り寄せて分析した上で、実態に即した対策等の検討をしなければならないものと考えております。なお、節婦市街地には浸水区域内に緊急避難場所となり得る施設がないことから、いわゆる津波避難タワーの建設も視野に検討しなければならないものと考えております。今後、診療所の改築に合わせた津波避難機能の追加検討と節婦市街地の津波避難タワーの建設検討のいずれにあたって、財源確保が大前提の課題となりますので、日本海溝・千島海溝地震特措法改正による特例補助制度の活用や、北海道への新たな財政支援の要望などにも各市町村と連携しながら取り組むことも視野に入れ対策を進めて参りたいと存じます。

次に、ひだかトヨタ自動車販売合同会社との包括連携協定の締結についてご報告申し上げます。ひだかトヨタ自動車販売合同会社は、地域貢献を主眼とした地域活性化の取り組みを積極的に展開しており、自治体との包括連携協力を推進しております。ひだかトヨタ自動車販売合同会社と当町は、これまでも、避難所運営訓練におけるハイブリッド給電車両による給電体験の実施や町職員を対象とした当車両の操作講習会への協力などにより連携を進めて参りましたが、今後も連携を継続的に進めるため、新冠町のまちづくりに関する包括連携協定を令和4年8月25日に締結いたしました。当協定は、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で連携協力を行い、町民の生活維持・向上並びに地域活性化を図ることを目的としておりますが、なかでも防災・災害時における連携協力として、新冠町内において地震や風水害等の災害が発生した場合に、ひだかトヨタ自動車販売合同会社が所有するハイブリッド給電車両の貸与による支援を定めており、災害発生による停電時の避難所における電源確保など大きな援助になると考えております。また、今後も、ひだかトヨタ自動車販売合同会社との連携により、自動車会社のノウハウを活用した連携についての可能性について継続的に検討し、当連携協定のもと、町が抱える課題の解決や町民サービスの向上に向け、共に取り組んでいきたいと考えております。

次に、診療所改築基本構想についてご報告いたします。診療所の病床復活と改築構想につきましても、私の町長就任時の公約事業であり、昨年2期目の就任時においても執行方針で、改築の検討を進捗させる旨、申し上げてきたところでございます。ご承知のように、

建設から50年が経過した診療所施設は、老朽化が著しく、将来にわたって地域医療を担っていくためには、施設改修が急務との判断から、昨年度より医療介護施設整備検討会議を起ち上げ、診療所改築に向けた内部検討を進め、本年3月に新冠町立国民健康保険診療所改築基本構想を取りまとめたところでございます。この改築基本構想は、診療所の患者傾向や経営状況に加え、施設環境などの現状把握を行った上で、改築後の診療所が目指す方向性など、基本的な考え方について取りまとめたものでございます。町では、この基本構想をより多くの町民の皆さんに知っていただき、ご意見をいただいた上で、計画反映につなげる必要があると考え、改築基本構想概要版を全戸配布し、6月1日から30日までパブリックコメントを実施いたしました。町民の皆さんからは、災害を想定した改築場所の選定や施設構造、診療科や医療従事者の充実などについて10件のご意見をいただいたところでございます。これら貴重なご意見は、今後の基本計画策定時に参考にさせていただくこととし、基本構想については成案化とさせていただいたところでございます。今後は、診療所の改築基本構想を踏まえ、基本計画策定に着手して参りますが、策定にあたっては改築場所を初期段階で決定することが重要となります。改築場所につきましては、基本構想に定めた選定条件に基づき、「救急への対応」、「福祉施設との連携」、「町民の利便性」を最優先として検討した結果、改築場所は「字中央町7番地の3」を中心とした現診療所横の駐車場スペースが適地であるとの判断に至ったところでございます。なお、市街地における改築計画では災害への備えが重要となりますが、建物構造の強靱化を図った上で、一時的な避難所機能につきましても考慮して参る所存です。現在、各課横断的に「改築基本計画」の策定作業を進めているところでございますが、進捗内容に関しましては逐次、議会と協議するとともに、町民の皆さんには、広報などあらゆる場面で情報提供に努める考えですし、地域説明会の開催等も考慮したいと考えているところでございます。診療所は、町内唯一の医療機関として、町民の皆さんの健康を守り暮らしを支える上で重要な役割を担いますが、その機能と運営の双方において持続可能性を展望しなければなりません。そのような視点を持ちながら基本計画の策定を進める所存でございますので、町民の皆さんのご理解あるご協力をお願いいたします。

次に、ポロシリ生活館の落成についてご報告いたします。令和元年5月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づき、当町では新冠町アイヌ政策推進計画を策定した上で、令和2年度からは国のアイヌ政策推進交付金を導入して地域住民の交流活動の促進と、アイヌの歴史文化の伝承活動の拠点化を目的として、判官館森林公園内に多機能型交流施設ポロシリ生活館の整備を進めて参りました。新型コロナウイルス禍で起きたウッドショックを初めとする材料の高騰や品不足等の影響もあり、工期は半年ほど遅れましたが、この度無事完成を迎えることができました。工事の完成を受け、9月1日には感染防止対策を講じたうえで、御来賓や関係者皆様の出席のもと、落成式を挙げていただきました。また、本事業にご尽力いただきました事業者の皆様に対しまして感謝状を贈呈したところでございます。今後の施設利用につきましては、9月

18日に新冠アイヌ協会主催の供養祭イチャルパが举行されるのを皮切りに、9月20日からは地域交流活動や学習活動の場として供用を開始する予定としてしておりますので、より多くの町民の皆様にご利用頂けるようこれからも努めて参りたいと存じます。

次に、本年8月11日から12日及び15日から16日の2回に亘り、大雨災害に見舞われ、甚大な被害を受けましたので、その被害状況について、概要をご報告申し上げます。始めに、土木施設の被災状況についてですが、8月11日から12日の大雨関係では、主に重機の借上等により、早急に対応を要する箇所が9箇所ありましたことから、1,196千円を専決処分させていただき、復旧対応しております。次に15日から16日の大雨であります。町内における降雨量としまして、新和観測所の記録では、最大24時間雨量92mm、最大時間雨量26mmで、全般的に最大24時間雨量が100mmを超えとなり、最大時間雨量においても30mm前後となっております。特に美宇地区での降雨量が多く、最大24時間雨量153mm、最大時間雨量79mmを記録したところです。この結果として、美宇・太陽地区において被害が集中したことが今回の災害の特徴と言えます。被害内容としまして、道路関係として道路や路肩の欠壊、法面の崩落、側溝の埋塞、小沢等からの土砂の流入など、また河川関係では、埋塞、河岸欠壊、既設護岸の破損等、被害が町内全域に及びました。尚、応急復旧による、重機の借上、修繕料等により対応した箇所は145箇所となり、これら施設の早期復旧に係る費用と公共施設災に係る調査設計費を合わせた総額9701万5千円につきましては、専決処分とさせていただいております。また、国の補助を受けて復旧しようとしている箇所は、道路6箇所、河川25箇所の合計31箇所、補助申請総額は、約7億4900万円程度、更に、単独災害復旧箇所は、現在調査中でございますが、道路、河川、明渠等合わせまして35箇所を超えるものと見込み、土木施設等全体の被害額を9億7513万7千円と見込んでいるところでございます。

次に、農林水産業の被災状況についてご報告申し上げます。始めに、新冠町農協が取りまとめた、8月29日現在の農業被害の状況でございますが、農地やビニールハウスへの冠水又は土砂等の流入により、収穫不能となりました農作物の被害は約3.5ヘクタールで、約520万円の被害額を見込んでおります。併せて、農地及び附帯する農道や排水路、牧柵などの決壊や流失等に伴う被害額は約1260万円と見込み、農業全体の被害額は約1780万円に上るものと算定されます。なお、これらのうち、農地等に係る復旧に対し、新冠町農協を通じて「小規模農地災害復旧事業」の補助要望がありましたので、早急な対応を要するとの判断から、農業者11名、19箇所の復旧に係る町補助金570万円を専決処分させていただいたところでございます。また、町が管理する林道、治山施設及び町有牧野関係の被害状況についてですが、林道に関しては、5路線で路面の洗堀や崩壊が生じるとともに、治山施設11箇所で土砂が埋塞しております。更に、町有牧野では管理道路の決壊等被害が発生しており、これら施設についても迅速な復旧を要しましたことから係る費用964万7千円を専決処分させていただいております。以上、申しあげました状況から、町全体の被害合計額は、10億508万1千円と算出しているところでございま

す。なお、漁業につきましては特段の被害は確認できておりませんが、新冠川をはじめ近隣の河川から大量の流木が海へと流れ、海岸線一体に漂着している状況にありますので、海岸管理者であります北海道に対し、流木の撤去を要望し、前向きな回答をいただいたところでございます。

次に、住宅の被災状況についてですが、床上浸水2戸、床下浸水2戸の被害状況となっており、被災後、直ちに消毒及び防疫作業を実施しております。床上浸水2戸の方々には見舞金を支給させていただいたところでございます。この度の災害復旧に関しましては、国の激甚指定を受けたこともあり、9月3日には、当町に長谷川参議院議員、堀井衆議院議員、藤澤道議会議員が来庁し、日高総合開発期成会として、日高管内及び新冠町の被害状況の報告及び要望を申し上げたところでもあります。今後、復旧に係る手続きを進めて参ることになりますが、只今、ご報告申し上げました様に、早急な復旧対応他、災害査定に向けた調査設計費の予算に関しては、専決処分させていただいておりますので、ご理解の上、ご承認頂きます様、お願い申し上げます。以上が、8月大雨被害の概要でございます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、報告案件3件、承認案件3件、認定案件7件、一般議案4件、令和4年度各会計補正予算2件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第2回定例会以降の教育行政に関わってご報告申し上げます。

はじめに、本定例会に提出させていただいております教育委員会点検・評価報告書について、ご報告申し上げます。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理、及び執行の状況について、点検・評価を行うこととされており、例年、その内容を議会に報告いたしますとともに、町のホームページにおいて公表するなどして、情報公開に努めているところでございます。今年度は、令和3年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、更には、認定こども園保護者会に外部評価を頂いたところでございます。令和3年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところではありますが、教育予算全体にわたりご配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。まず、管理課所管事務事業では、新学習指導要領に係わ

り、ICT機器の活用とプログラミング教育の研修・研究の実施、朝日小学校及び新冠小学校の学校事情に対応した町費負担教職員の配置、認定こども園の園児数増加に対応した職員配置、更には、新ひだか町内の高等学校に通学する通学定期券利用者への通学費助成など、計画した教育環境整備と、それらを活用した教育活動の実践が図られたと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましては、動画配信や新型コロナウイルス感染症対策を講じた集客事業を展開し、レ・コード館を中心とした特徴ある社会教育事業の実践、ふるさとの自然や歴史などの資源を活用した学習や体験機会の提供、更には、体力向上やスポーツに親しむ機会の提供など、町民の皆さんのご協力をいただきながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。教育委員会といたしましては、評価の過程で頂いたご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かして参るとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めて参りたいと考えております。なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書をご確認いただきたいと存じます。

次に、本年、4月19日に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、文部科学省から結果の公表がございましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は、小学校6学年、中学校3学年を対象に国語及び算数・数学、そして今年度は3年に一度実施される理科も加え、3教科について調査を実施しております。また、教科に関する調査に加え、生活習慣や学習方法、学習環境や生活の側面などに関する児童生徒質問紙調査、更に学校における指導方法に関する取組や、人的・物的な教育条件の整備状況などに関する学校質問紙調査の内容で実施しております。はじめに教科に関する調査についてですが、小学校では、国語は例年を上回り全国平均との差が縮まりました。算数は例年を下回りましたが、全国平均との差が若干縮まるという状況となっております。しかし、問題の難易度によっても平均正答率は上下いたしますが、全道・全国平均からみても依然として「低い」状況となっております。理科は前回と「ほぼ同様」となっておりますが、全道・全国平均と比べると「やや低い」状況となっております。中学校では、国語は例年と「同様」、数学は例年より「低い」状況となっており、全道・全国平均と比べても国語は「同様」、数学は「低い」状況となっております。理科は前回より「低い」状況となっておりますが、全道・全国平均と「ほぼ同様」となっております。また、児童生徒質問紙からは、北海道や全国の平均に比べ、小学校では「今住んでいる地域の行事に参加している」、小中共通の傾向として「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答した児童生徒の割合が高いことから、社会に開かれ、ふるさとを愛する児童生徒が多いことが伺われます。に、中学校では「PC・タブレットなどのICT機器を勉強のために使っている」と回答した生徒の割合が高くなっており、一人一台端末が日常の授業の中で有効的に活用されているものと考えられます。一方、「家庭学習時間」が少なく「ゲーム機やスマートフォンを使用する時間」が多い、など小中共通の課題も明らかになっております。本調査は、児童生徒が身に着けるべき学力の一部分の傾向であることや、調査結果は、学校における教育活動の一側面でありますことから、これらの調査結果と他の様々な情報を合わ

せて、総合的に分析・評価することが必要であり、個々の設問や領域等に注目して、学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校においては、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取組を強化していくこととしております。また、当町では各校の結果分析等を受けて、教職員で組織する学力向上推進委員会において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取組を行っていく予定です。なお、調査結果の詳細につきましては、町広報誌において、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、「中体連全道大会及び各種大会の出場結果」について、ご報告申し上げます。新冠中学校では、本年度、陸上、柔道、剣道、卓球、男子バレーの5種目が、中体連全道大会への出場を果たしております。各種目において健闘したものの、柔道個人戦及び卓球個人戦の2回戦進出を最高成績として、全道大会を終えております。全道大会へ出場した生徒たちは、緊張感溢れる会場において、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験となったものと存じます。また、吹奏楽部においては、8月の吹奏楽コンクール日胆地区予選大会で、金賞を受賞しております。残念ながら全道への出場権を得ることがはできませんでしたが、安定した成績を維持しており、社会教育と連携した吹奏楽指導による成果であると感じております。

次に、小学校統合に係る進捗状況について、ご報告申し上げます。本年度の計画に基づき、7月13日に、第2回小学校統合準備委員会会議を招集させていただき、保護者の皆様からご心配をいただいております「通学バス」、「災害対応」、「交流学习」に関わる取組について報告、協議をし、その後、7月15日に、朝日小学校の保護者に対し、説明会を開催しましたので、概要を報告いたします。まず、通学バスでは、統合計画の基本方針に基づき、現行の7路線を基本に、長距離路線の1経路を見直し、全ての路線において乗車時間を1時間以内とする、令和6年度からの路線図をお示しいたしました。次に、災害対応では、新冠小学校と新冠中学校の津波を想定した避難訓練の様子及び、本年3月に町が作成した津波ハザードマップに基づき、避難先、避難方法について検討を進めること。また、交流学习では、全ての学年において複数回の交流学习を行うことを確認いたしました。今後におきましては、新冠小学校保護者への説明会を計画しているところでありまして、教育委員会では、保護者のご意見を踏まえたうえで、町立小学校統合準備委員会において協議を深め、円滑な統合を推進して参る考えでございます。協議や検討状況につきましては、広報誌等で周知するなど、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明に努めて参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について、ご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、7月に入り日高管内におきましても急激に感染が拡大しておりまして、新冠中学校及び認定こども園関係者に感染が判明いたしましたこと

から、感染状況の確認や感染拡大防止など感染症対策に万全を期すため、町感染症対策本部の方針として休業措置を決定したところでございます。休業措置の状況でございますが、新冠中学校におきましては、7月11日に、管内中体連会長から中体連大会において当町を会場とした種目に参加した関係者に、感染者や体調不良者が確認されているとの報告がありました。7月12日に、同種目に参加した中学校関係者1名の感染及び体調不良者が判明したことから、7月13日から18日までの6日間、対象学年を学年閉鎖措置といたしました。認定こども園におきましては、8月8日に園関係者2名が感染、翌9日に4名の感染が判明したことから、8月10日から14日までの5日間、休園措置といたしました。8月15日に園を再開いたしましたが、同日4名の感染が判明し、職員においても感染などにより自宅待機を余儀なくされ、園運営への影響もございましたことから8月16日から21日までの6日間、再度、休園措置といたしました。休業期間中の感染者は、新冠中学校関係者3名、認定こども園関係者28名となっております。加えて、子育て支援センターにおきましては、町感染症対策本部において、認定こども園休園期間中の休館が必要と判断されましたので、休館措置といたしました。なお、認定こども園及び子育て支援センターにおきましては、休業期間中の個別事情による保育要望には対応させていただいております。保護者はもとより町民の皆様には、大変ご心配をおかけしたと存じます。今後におきましても、基本的な感染症対策を徹底し、子どもの健康保持及び感染拡大防止に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、8月15日・16日の大雨による学校の対応について、ご報告申し上げます。8月15日から16日にかけての大雨により、16日、17時の段階において、大雨警報及び洪水警報が発令されておまして、道路状況におきましても、通行止めや片側通行が発生するなど、スクールバスの安全運行が困難となることが予想されました。新冠小学校と朝日小学校は17日、新冠中学校においては、18日から2学期が始まりますことから、教育委員会では、スクールバス運行にかかる安全面や学校の教育活動への影響に鑑み、各学校長と協議をしたうえで、朝日小学校を8月17日の1日間、臨時休業措置とすることを決定いたしました。保護者の皆様には、学校を通じお知らせをしたところでありますが、ご理解あるご協力により、円滑な対応を図ることができました。今後におきましても、児童生徒の安全を第一に、教育活動を推進して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会教育における青少年事業であります、令和4年度新冠町少年国内研修交流事業について、ご報告申し上げます。コロナ禍以降、児童生徒の他県への派遣は困難であるとして、令和2年度、令和3年度と2年連続、本事業につきましては中止の判断をしているところです。本事業は、平成17年度から選抜制を導入し、研修目的を明確化するため、事前・事後の研修や児童生徒による成果発表形式の報告会を行っており、参加者本人の積極性と高い学習意欲が必要なリーダー研修と位置付けしております。学習要素の大きさに比例し、研修によって得られる経験や達成感、また異学年で協働する一体感は、健全な人

格形成に大きな影響を与えると捉えているところです。このような本事業の重要性を踏まえ、今年度の事業実施に関しましては、年度当初より感染状況を注視しながら、教育委員や交流先の沖縄県金武町中川区子ども会など、関係機関と協議を図って参りました。この2年間のコロナ禍において、直近のまん延防止等重点措置が終了して以降は、社会経済活動は維持していく方針に転換している一方で、現状リスクもございますが、自ら学ぶ意欲がある児童生徒、またそれを理解する保護者に対しては、研修機会をできる限り提供していきたいことから、今年度の事業の実施については、当初の計画通り沖縄県へ派遣する判断をいたしました。事業の実施にあたり、新型コロナウイルスは未だ予断を許さない状況でありますことから、起こりうる事態を想定しておくこと、参加される児童生徒の保護者へは丁寧に説明し、安全で意義深い研修となるよう取り進めて参ります。また、1月の本研修までの間、感染状況や社会情勢に変化がありました際には、派遣先の変更や事業を中止することも視野に入れ、慎重に取り進めて参りたいと存じます。

以上で、第3回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第4号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第4号、新冠町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司） 同意第4号、新冠町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。昨年5月11日から前任者の残任期間を務められている、当町教育委員会教育長奥村直久氏は、本年10月17日で任期満了を迎えますが、引き続き同人を教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。奥村氏は、新冠町字東町24番地の26にお住まいでございまして、38年の長きにわたり日高管内で教鞭をとられた方であるほか、道教員の指導官や管内校長会会長、更には当町の指導主事としての勤務経験もあり、教育行政全般に精通された方であります。このような経歴から、教育関係者からの信望も厚く、何よりも現場を熟知した行政運営に手腕を発揮いただいている実績から、引き続き当町の教育振興と人づくりに御貢献いただける方として適任と判断し任命について同意を求めるものでございます。

以上が同意第4号の提案理由でございます。添付の履歴書を参照いただき、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程6 報告第5号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第5号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

◎日程7 報告第6号

○議長（荒木正光君） 日程第7、報告第6号、委員会の調査報告についてを議題といたします。

令和2年12月15日招集の第4回定例会において設置されました、議会あり方協議特別委員会の調査が終了し、御手元に配付の報告書が議長に提出されています。

調査結果について、議会あり方協議特別委員会委員長の報告を求めます。

芳住革二委員長。

○10番（芳住革二君） 令和2年第4回定例会において本特別委員会に付託された事件の調査結果を、新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、調査事件名及び調査の経過は、印刷して御手元に配付のとおりでありますので報告を省略し、調査結果を申し上げ報告といたします。

調査結果。最初に議員定数について協議し、新冠町の議員定数を調査すると、地方自治法第91条の規定に基づき昭和60年に20名から18名、平成7年に18名から16名、平成19年には16名から現在の12名に変更している。管内の議員定数を調査すると、1町を除き5町で定数削減、または次回改正のときに削減とした現状である。このような中、町政の監視機能や政策提案など、議会の役割を実現するには何名の議員が必要かとい

うことを議論し、委員から現状維持あるいは削減の様々な意見があり、人口減少を背景とした定数削減の意見が主流を占めた。少数意見としては、多くの住民の声を聞き多様な発言をすることは、まちづくりに大変重要なこと、若年層の勤労者サラリーマン議員などの出馬意欲を閉じてしまうことにつながるなど、定数削減による議会機能の低下を懸念する意見もあった。特別委員会では定数減により議会の役割低下とならないよう、各議員は改めて襟を正しまちづくりを議論していくことを確認し、議員定数は12名から1名を減じ11名にすべきものとした。

続いて議員報酬については、新冠町議会議員の報酬は全国平均と比べ低い状況にある。しかし、全国では当町よりも少ない議員報酬も多く、議員報酬は決して低い状況とは言えないとの意見もあることから、議員報酬は現状維持を妥当とした。なお議会議員の報酬は、新冠町特別職報酬等審議会において検討されるものでもある。

続いてインターネットによる議会の中継の前向きな実施や議会報告会を開催し、町民意見の聞き取りや情報発信を行うこととした。

続いて研修あるいは視察について、調査結果に応じて道外研修を含め検討する。研修等の結果は常任委員会委員長にレポートを提出し、議会広報常任委員会で町民周知を検討することとした。

続いて議会から選出する監査委員について、有資格者への委任について協議した。選出議員は一般質問がしづらいこともあるほか、監査は専門性が求められるので、専門性のより高い人に託すほうがよいとの意見もあったが、議員として町民目線を生かし監査するなど、現状どおりとの意見が大勢を占めた。

続いてICT環境の充実とその活用の充実を目指し、膨大な資料等の抑制を図るなど、脱炭素社会に向けた体制整備を図る手段としてタブレット端末の導入を調査検討した。導入には多額の経費が必要であるが、近い将来には必ず必要と考えられ、議員各位にはSNS関連に精通すべく勉強していくことを申し合せ議会単独での導入を見送り、町との計画とあわせて検討することとした。

最後に当初予算説明には約3時間程度の説明時間を費やし、説明者も議会側も共に大変であると考え、近年は説明資料等も充実していることから、今後の説明は、経常的経費や前年同様の継続事業などは省略するなど、時間短縮に向けた改善を望むものである。

以上で報告を終わります。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。

報告第6号は委員長報告のとおり報告済みといたします。

◎日程8 報告第7号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第7号、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。

教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の

提出がありましたので、質疑を省略し、御手元に配付の報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程9 報告第8号

○議長（荒木正光君） 日程第9、報告第8号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第8号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしましたそれぞれの比率につきまして、去る8月25日、監査委員に審査いただきましたので、監査委員の審査意見とともに別添のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。令和3年度決算における、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4月から施行されております。特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階として財政健全化団体、さらに悪化した場合には、財政再生団体が規定されております。財政健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づき財政健全化に取り組むこととなります。また、財政再生団体になりますと、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなり、総務大臣の許可がなければ起債の発行が出来なくなるほか、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなるというものであります。

はじめに健全化判断比率の状況ですが、各会計における4種類の指標について記載をしております。左上から実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、赤字は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、一部事務組合・広域連合・第3セクターを含めない、全会計を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となりますが、赤字は生じておりません。

次に、実質公債費比率は、全会計に一部事務組合・広域連合を含めた中で、標準財政規模に対する公債費及び、公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費へ充てたと認められる準公債費の割合の、過去3か年間の平均値で表すもので、この数値は、起債発行の際に「協議」もしくは、「許可」を判断する上で用いられ、18%以上になると「許可」が必要になり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上では、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。当町におきまして

は、平成22年度決算では18.1%で起債発行の際は「許可」でありましたが、平成23年度決算で16.6%となり「協議」へ変更となり、以後年々減少し、令和2年度では、7.5%、令和3年度は、7.7%となっております。前年度からの増加の要因は、簡易水道事業会計において、地方債の償還財源に充てたと認められる繰出金額が増加となったことによるものです。

次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合・広域連合・第3セクターを含めた中で、地方債の残高などをはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表わすもので、350%以上で財政健全化団体となります。令和2年度は、6.9%でしたが、令和3年度は、将来負担額に対し充当可能財源が上回っております。前年度からの減少の要因は、地方債残高の減少及び基金残高の増加によるものです。

次に、下段の資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することになりますが、いずれの会計も資金不足は生じておりません。

以上が、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。御審議賜り、報告のとおり受理いただきますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

報告第8号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程10 報告第9号

○議長（荒木正光君） 日程第10、報告第9号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第9号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し受理いただくものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年8月5日付をもって専決処分したものです。

次ページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、令和4年3月18日午後6時頃、町道緑丘水源地幹線において、A氏が運転する車両が道路の横断排水施設であるグレーチングが外れた状態の所を通行した際に、車両の下部を損傷させ

たことについて、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定したものです。1、和解の相手方。新冠町A氏。2、和解内。新冠町を甲としA氏を乙として、以下次の条件のとおり和解したものです。(1) 過失割合は甲の新冠町を100%、乙のA氏を0%とすること。(2) 甲の新冠町は、乙のA氏に対し金16万8465円を支払うこと。(3) 甲の新冠町及び乙のA氏は、本件に関し今後上記の金員を除き、一切の請求をしないこと。3、損害賠償の額。16万8465円です。

以上が、報告第9号専決処分提案理由です。ご審議賜り、報告のとおり受理くださるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第9号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程11 承認第7号

○議長（荒木正光君） 日程第11、承認第7号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第7号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。次ページをお開き願います。専決処分書、令和4年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年8月12日付けをもって専決処分したものです。この度の専決処分は、去る8月11日から12日に亘る豪雨により発生した災害の復旧について、早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正にあたり、議会を開く暇がなかった事から専決処分したものです。予算書の1ページをお開き願います。この度は1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7923万円にしたものです。

事項別明細書の歳出から説明いたしますので6ページをお開き願います。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費119万6千円の追加。11節役務費9万円の増額は、大節婦線ほか2カ所の倒木処理手数料です。13節使用料及び賃借料110万6千円の増額は、高江伊藤設楽線ほか3カ所の法面崩土除去、節婦学校線踏切地先ほか6カ所の路面清掃及び明和新栄線2号支線芦沢地先ほか6カ所の道路側溝土砂除去に係る重機借上料です。

次に歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金119万6千円の追加は、歳出に係る前年度繰越金の財源化です。

以上が、承認第7号、令和4年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由で

す。御審議賜り報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号は、報告のとおり承認されました。

◎日程12 承認第8号

○議長（荒木正光君） 日程第12、承認第8号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第8号専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしますので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものがございます。次ページをお開き願います。専決処分書。令和4年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年8月16日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、去る8月15日から16日にわたる豪雨により発生した災害の復旧について、早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正に当たり議会を開く暇がなかったことから専決処分したものです。予算書の1ページをお開き願います。この度は2回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億772万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億8695万1千円にしたものです。

初めに、地方債の補正がありますので3ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、追加です。起債の目的、現年発生補助災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧工事査定調査設計業務委託事業費から国庫負担金50%分を差引いた残額分を借り入れるもので、交付税95%措置となります。限度額2590万円、起債の方法、利率及び償還の方法は掲載のとおりです。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので7ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、13節森林環境譲与税基金費679万1千円の減は、24節積立金で、林道及び治山施設等の災害復旧費に財源充当するため基金積立額を減額するものです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費20万円の追加は、19節扶助費

で、床上浸水の被害を受けた2名の方に対して新冠町災害に伴う住宅被害見舞金支給規則に基づき、各10万円支給するものです。8ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費8571万6千円の追加。10節需用費579万円の増額。消耗品費87万2千円の増額は、大型土のう、まくら土のう、植生土のう、植生マット、ロードリングコーンを購入するもの。修繕料491万8千円の増額は、道路関係で大狩部本郷井旗線道路陥没修繕ほか20カ所、河川関係で瀬戸の沢川中川地先護岸修繕ほか4カ所に係るもの。11節役務費240万9千円の追加は、道路関係で共栄4号線倒木処理等5件、河川関係で浦里川河口流木除去等5件に係る手数料。12節委託料6156万8千円の増額は、1つ目に災害復旧工事調査設計業務委託で道路6件、河川25件に係るもの。2つ目に災害復旧工事被災箇所確認業務委託で河川3カ所に係るもの。3つ目に単独災害復旧工事起債申請調査業務委託で道路15件、河川9件に係るものです。13節使用料及び賃借料1594万9千円の増額。重機借上料1538万円の増額は、土砂除去等に係るもので、道路関係で36件、河川関係で24件。その他借上料56万9千円の増額は、豪雨時に設置したポンプの借上げで、新冠川左岸山岡地先ほか4件に係るもの。2項農林業施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費2596万7千円の追加。10節需用費563万7千円の増額。消耗品費17万円の増額は、牧野内道路の修復用砂利購入に係るもの。修繕料546万7千円の増額は、牧野牧区内取付道路横断管1カ所及び、町有林林道、作業道8カ所に係るもの。13節使用料及び賃借料1463万千円の増額。重機借上料1441万千円の増額は、牧野牧区内取付道路修復1カ所、治山施設等の埋塞土除去11カ所、明渠の土砂掘削31カ所に係るもの。その他借上料22万円の増額は、牧野牧区内取付道路の修復用鉄板借上げに係るもの。18節負担金補助及び交付金570万円の増額は、農地農道等の災害復旧事業に対する小規模農地災害復旧事業補助金で、対象事業は1カ所10万円以上で業者施工の復旧工事に対して2分の1以内、1カ所30万円を限度に交付するもので、11件19カ所の要望分を計上。9ページに移ります。3項その他公共施設災害復旧費、1目地区水道施設災害復旧費13万2千円の追加は、13節使用料及び賃借料で、大狩部地区水道水源地土砂除去に係る重機借上料です。2目公共施設災害復旧費249万7千円の追加は、10節需用費で、にいかつぷホロシリ乗馬クラブ敷地内の法面4カ所及び、路面整正に係る修繕料です。

次に歳入について説明いたしますので、6ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金2590万5千円の追加は、公共土木施設災害復旧工事査定調査設計業務委託に対するもので、負担率50%となっております。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5591万6千円の追加は、歳出に係る前年度繰越金の財源化です。21款町債、1項町債、7目災害復旧債2590万千円の追加は、3ページの地方債補正で説明したとおりです。

以上が承認第8号令和4年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 11番堤です。7ページですけれども、この森林環境譲与税基金費ですけれどもね、これは何時かの議会で説明を受けたときには、将来的に林業振興のために基金を積み立てるんだということで、お金に色はついてませんから、何に使ってもという考えもあるのかというふうに思いますけれども、基金の説明を受けたところから考えますと、こういう使い方はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） はい、お答えいたします。森林環境譲与税の使途ということでございますけれども、大きな目的といたしますのは、森林整備ということになりまして、私有林の未整備林の整備というのが使い方の第一義的な使い方でございますが、この使い方につきましては、市町村長が決められるということがございまして、こういった林道の整備ですとか治山の整備、こういったものは森林整備の一環ということになりますので、こういう使い方も認められているということがございまして、今回は、積立てをせずに、こういった事業に充当するというので補正予算で計上させていただいたところでございます。

○議長（荒木正光君） はい、堤議員。

○11番（堤俊昭君） 一定程度の積立て目標があるということで、一定程度というふうに聞いた記憶があるわけですけれどもね、こういうふうに何か災害のたびに使っていくと、基金というのは名目ばかりになってしまってますね、積み立てるということはできないだろうというふうに思うんですけれども、その点については。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この基金につきましては、使途が決まってない場合には積立てをするというルールでございまして、あらかじめ使途が決まっている場合は積立てをせずに、そのまんま財源として使える、そういった性質を持っているお金でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって承認第8号は、報告のとおり承認されました。

◎日程13 承認第9号

○議長（荒木正光君） 日程第13、承認第9号、専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 承認第9号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。次ページをお開き願います。専決処分書。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年8月16日付けをもって専決処分したものです。この度の専決処分は、去る8月15日から16日に亘る豪雨により発生した災害の復旧について、早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正にあたり、議会を開く暇まがなかった事から専決処分したものです。予算書の1ページをお開き願います。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算。この度は、1回目の専決補正予算となります。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6122万8千円にしたものです。

事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。5款災害復旧費、1項災害復旧費、1目災害復旧費54万7千円の追加。11節役務費15万4千円の増額は、太陽浄水場前処理装置点検に伴う手数料です。13節使用料及び賃借料39万3千円の増額は、太陽浄水場取水施設外の土砂除去に係る重機借上料です。

次に歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金54万7千円の追加。歳出に係る前年度繰越金の財源化です。

以上承認第9号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号は、報告のとおり承認されました。

◎日程14 認定第1号～日程20 認定第7号

○議長（荒木正光君） 日程第14、認定第1号、令和3年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第2号、令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第3号、令和3年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第4号、令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第5号、令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第6号、令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第7号、令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括提案理由を申し上げます。令和3年度新冠町一般会計ほか6件の特別会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月25日から29までの3日間、監査委員に審査していただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものです。各会計の決算の内容説明につきましては、省略させていただき、監査委員の審査意見を朗読し提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページにつづっております。令和3年度新冠町一般会計と決算の審査意見について、これの9ページ、最後のページになりますけども、そちらをお開き願います。

第3審査意見。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.3%で、前年度から5.5ポイント減となっているが、これは、普通交付税の増額が主な要因となっている。また、基金残高は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しての事業実施により、一般財源での事業実施を抑制出来たことから、前年度に比べ2億9168万円増加している。一方、実質公債費比率においては、最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少していたが、近年微増傾向にあり、本年度は7.7%と前年度の7.5%から0.2ポイント増と、2年続けて増加となっている。今後は、投資的経費及び経常的経費両面において、財政負担は増加することが見込まれることから、より一層健全な財政運営及び、改善に努めるべきと考える。町税の収入未償額は、本年度4192万9千円と、昨年を引き続き、前年度を下回り、収入未済縮減対策の成果が見受けられるが、依然として多額の滞納額があり、負担公平の観点からも、引き続き適切な収納対策を徹底し、さらなる収入未償額の縮減に向け、一層の努力を期待する。

以上、審査意見の朗読をもって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定の説明とさせていただきます。御審議を賜り提案どおり認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 2 1 会議案第 8 号

○議長（荒木正光君） 日程第 2 1、会議案第 8 号特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました認定第 1 号から第 7 号までの 7 件については、新冠町議会委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する令和 3 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会を設置し、認定第 1 号から第 7 号までを付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号から第 7 号までの 7 件は、ただいま設置されました令和 3 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

なお、ただいま設置されました令和 3 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長互選し、後刻報告をお願いいたします。

昼食のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 12 時 57 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 2 2 議案第 3 8 号及び日程第 2 3 議案第 3 9 号

○議長（荒木正光君） 日程第 2 2、議案第 3 8 号、日程第 2 3、議案第 3 9 号、指定管理者の指定について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第 3 8 号、指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法 2 4 4 条の 2 第 6 号及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により議会の議決を求めます。

1、公の施設の名称。にいかつぷホロシリ乗馬クラブ。2、指定管理者となる団体の名称。新冠郡新冠町字西泊津 2 6 番地、有限会社にいかつぷホロシリ乗馬クラブ、代表取締役、山本政嗣。3、指定期間は令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までとする。引き続き、次のページをお開きください。議案第 3 9 号、指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を求めます。

1、公の施設の名称、道の駅サラブレッドロード新冠。2、指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字西泊津26番地、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブ、代表取締役、山本政嗣。3、指定期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。この度の2施設の指定管理者候補者の選定については、新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条において、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるときは、公募によらずに指定管理者の候補者として選定することができるものと定められており、両施設いずれも公募によらない方法で指定管理者の候補者として選定致しました。公募によらない選定の要件は、同条第1項1号において施設の性格、規模及び機能並びに指定の条件等を考慮して、当該施設の管理に専門的機能及び技術を有する団体を選定することが適当と認めるときと定め、また第2号においては、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認めるときと定められています。今回提案の候補者について、これらの要件の適否について、去る8月31日新冠町指定管理者選定委員会において審議、審査を行い総合的な判断の下、指定管理者の候補者として選定した次第です。

以上が、議案第38号及び議案第39号、指定管理者の指定についての提案理由でございます。御審議賜り提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第40号

○議長（荒木正光君） 日程第24、議案第40号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 議案第40号、財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由をご説明申し上げます。本議案に係る財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める、予定価格が1000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決を要する取得であり、議会の承認をいただいた後、同財産を取得しようとするものでございます。議案書をご覧ください。1、取得する財産及び数量です。(1) 名称、マイクロバス。(2) 数量、1台。(3) 型式は、三菱ふそうトラック・バス株式会社製ローザ2RG-BG740G(BAD)です。(4) 性能、3000CC。6速オートマチック4WD。(5) 定員は、29人です。2、取得の目的です。新型コロナウイルス感染症対策事業（スクールバス）と記載させていただいています。詳細を申し上げます。現在スクールバスは、大型バス4台、マイクロバス1台、ハイエース2台の7台をもって7路線を運行してございます。1年間の走行距離数は1台あたり平均で3万7千キロを超え、総走行距離数が48万キロを超える車両もあり、一部車両は老朽化による故障の発生が著しい状況にあります。この度、地方創生臨時交付金が新型コロナウイルス感染症対策として交付されることから、スクールバス利用者の感染防止を図り、かつ円滑な運行体系を築くために、この度購入することとしたものです。3、取得金額は、1190万2千円です。4、契約の相手方は、新冠郡新冠町字中央町5番地の28、株式会社伊藤商会、代表取締役伊藤健一です。

以上が、議案第40号財産の取得に係る提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第40号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

はい、中川議員。

○2番（中川信幸君） スクールバスの質問でないんですけど、何となくスクールバスの色が、もうちょっと明るい色にしたらどうなのか、その辺はもう、この色でもう統一っちゃうことで決まってるのかどうか、そこら辺りお願いします。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） スクールバスの色でございますけども、これまでも統一した車体の塗装を行っております。今回におきましても、買えるバスは1台ということでありますんで、同じ色にした方が統一感を持っていいという判断をしております。現状のまま取り進めることとしてございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2番（中川信幸君） 今回は新たにね、購入するんであって、それでその機会にね、徐々に、これ耐用年数が来たら取替えていくことになると思うんですよ。だから他の町村なんかもっと明るい色。何となくこう暗いような雰囲気があるんで、そこら辺り将来的に検討したらどうかなと思うんで、もし考えてもらえば。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） はい。今回購入する部分につきましては、これまでどおりということで現在取り進めておりますので、今後におきましては、議員の御意見も踏まえた上で、そういった部分も検討しながら取り進めてまいりたいと考えます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第40号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第41号

○議長（荒木正光君） 日程第25、議案第41号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第41号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めようとするものです。説明は御手元に配付しております議案第41号説明資料により行わせていただきますのでそちらをご覧ください。

始めに、改正の目的ですが、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少から、性別に関わりなく個性や能力が発揮できる社会の実現を図るため、地方公務員の育児休業に関する法律が改正されたことから、当町の育児休業条例における関連条項を改正するものです。

次に、改正内容の概要ですが、この度の改正は、主に男性職員の育児の促進及び、非常勤職員の仕事と育児の両立支援となっております。主なものとしまして、（1）育児休業取得回数制限の緩和です。育児休業制度は、最大で子が3歳になるまでの間に取得ができるもので、産後8週間において、女性職員の場合は産後の特別休暇を、男性職員の場合は産後パパ育休として短期の育児休業が取得可能となっております。この産後8週間、並びにその後の育児休業については、これまで、それぞれ1回ずつの取得とされておりましたが、これを2回ずつ取得することができるようになるもので、事情に合わせた育児休業の分割取得や、夫婦が交代で取得するなど、柔軟な制度利用や男性職員の取得の促進が期待されます。

次に（2）非常勤職員の育児休業取得要件の緩和です。一つ目が、これまで非常勤職員は継続して1年以上在職していることが要件とされており、採用初年度では育児休業が認められない状況でしたが、この要件が廃止され、在職年数に関係なく取得可能となるものです。二つ目が、非常勤職員については、子が1歳6か月に達する日までの長期期間、任用される見込みでなければ、育児休業が認められないものですが、産後8週間以内のパパ育休を取得する場合については、「子の出生から8週間と6か月を経過する日まで」すなわち、約8か月に任用見込み要件が短縮されるものです。

次に（3）子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得要件の柔軟化です。現行の要件は、保育所等に入所できない等の事情を有していること、子の1歳到達日に本人若しくは配偶者が育児休業を取得していること、子の1歳到達日の翌日から取得すること、子の1歳到達日以降の育児休業は分割取得できないこと、となっておりますが、改正後は、配偶者と交代での取得が可能となること、また、特別な事情を有する場合の例外として、子の1歳到達日に本人若しくは配偶者が育児休業を取得していなくても良いこと、子の1歳到達日の翌日から取得しなくても良いこと、子の1歳到達日以降の育児休業は分割取得できることとなります。この例外が認められる特別な事情としましては、一度認められた育児休業が、事情により一度効力を失ったのちに、要件が回復することが認められるケースで、例えば、育休中に本人が休職や停職となり、育休が効力を失ったものの、その後復職し再度育休要件に該当した場合などが挙げられます。

次に（４）職員から妊娠又は出産等について申出があった場合における措置及び勤務環境の整備が義務付けられます。一つ目に、職員から本人又は配偶者の妊娠・出産についての事実の申し出があったときは、制度の周知、制度利用の意向を確認するための面談を実施するほか、当該職員が不利益な取り扱いを受けないよう努めること。二つ目に、育児休業の取得が円滑に行われるよう、職員に対する研修、相談体制の整備等を行うこと。です。議案書の４ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和４年１０月１日から施行するものです。

以上が、議案第４１号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第４１号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○１番（武田修一君） １番武田です。今回の条例の改正ですが、男性職員の育児の促進ということで育児休業取得回数制限の緩和、それから非常勤職員の両立支援ということで、育児休業取得要件の緩和、いずれも時代の変化を感じますし、それと同時に必然で自然な流れなのかなというふうにも思っているところでもあります。先日の委員会の中での質疑で、平成３０年から今日まで１３件の取得された件数があったということがありましたけれども、それはほぼ対象者の全ての中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 過去５年間、直近５年間の育児休業取得実績でございますけれども、今説明がありました１３件ということです。全て女性でございます、対象者数に対しまして、取得者数は同人数ということで、１００％取得しているということでございます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○１番（武田修一君） 今回、特に男性職員の育児ということについても、改正の主な内容だと思いますけれども、気兼ねや遠慮がなく取得しやすい環境にならなければいけないというところがあると思うんですけども、その辺り新冠町としては、できているというふうには理解してよろしいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） すいません。先ほど１３名の内、全て女性と言いましたけれどもすいません、１３名のうち１名男性がおりまして、その１名が今年度に入ってから取得してるところです。訂正しておわび申し上げます。それからいわゆるこういった制度を取得する環境整備も含めてですね、職場環境、それから特に男性職員の取得の促進ということは今後ポイントになってくるのかなと思ってますけれども、これにつきましては、制度の周

知はもちろんでございますけども、そういった対象となった場合に、先ほど言った面談と細かいフォローしながらですね、取得は積極的にしていただくような働きかけもありますが、一方で休業になると給与の関係でですね、6割から7割補填されるんですけども、手取りが減るという状態になるんですね。ですからそういった部分では判断とは最終的に個々の判断ということですけども、私どもの職場で対応する部分では、そういった取得が気兼ねなくできるというそういう配慮、環境というものをつくり上げていかなければならないということだと思っております。ただしそう言いながら人をですね、余分にか余裕を持って採用するということがなかなか出来ない中では難しい部分もございますが、極力、職場内の連携等も図っていただいて、そういった環境を構築していくということは可能だと思っておりますので、そういった形の中で取り進めたいと思っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第42号

○議長（荒木正光君） 日程第26、議案第42号、平和4年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第42号、令和4年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

次ページをお開き願います。この度は、4回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1863万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億559万円にしようとするものです。始めに、事項別明細書の歳出より説明致しますので、8ページをお開きください。2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1293万6

千円の追加は、12節委託料で、国が主導する地方公共団体における行政手続きのオンライン化に対応するため、申請管理システムの導入及び既存システムの改修を行うもの。係る財源として国庫補助金2分の1、残りは特別交付税で措置されます。詳細は、説明資料1ページのとおりです。3目財産管理費30万円の追加は、12節委託料で、古岸の町有地について、利用実態及び維持管理等を勘案し、隣接地の所有者に売却するための測量業務委託料の増額です。なお、測量委託費は折半となりますので、歳入で2分の1、15万円を計上しております。5目企画費36万円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、まちの不動産屋さん運営費補助金18万円及び、中古住宅流通交付金18万円をそれぞれ増額するもので、中古住宅の売買1件に対するもの。詳細は、説明資料2ページのとおりです。9目財政調整基金費6443万6千円の追加は、24節積立金で、令和3年度に財政調整基金を取り崩して支出した、多機能型交流施設整備事業に係るアイヌ政策推進交付金が交付されたことから、同額を基金に積み戻すもの。2項徴税费、2目賦課徴収費177万9千円の追加は、12節委託料で、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスへの対応及び、軽自動車税納付確認システムへの対応に係る基幹システムの改修を行うもの。詳細は、説明資料3ページのとおりです。9ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費465万1千円の追加は、12節委託料で、令和5年度中に全国すべての市町村窓口で本籍地以外の戸籍が取得できるよう、令和2年度からシステムの改修を進めており、今般、国の指示があり、戸籍事務連携に関わる改修及び周辺機器導入と戸籍符号取得を行うもので、全額国庫補助となります。詳細は、説明資料4ページのとおりです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費669万3千円の追加。12節委託料42万5千円の増額は、国が令和5年度から稼働予定の障害福祉サービスデータベースへ情報連携するため、町の障害者福祉システムを改修するもので、国庫補助金が2分の1交付となります。22節償還金利子及び割引料626万8千円の増額。障害者自立支援給付費負担金返還金387万9千円、障害児通所給付費負担金返還金138万1千円及び、障害者医療費負担金返還金100万8千円の増額は、いずれも令和3年度に交付された国庫負担金及び道費負担金において、給付実績が交付額を下回ったため過剰分を国及び道へ返還するものです。2目老人福祉費10万2千円の減は、18節負担金補助及び交付金の日高中部広域連合負担金で、広域連合一般会計の令和3年度精算による繰越額を令和4年度負担金で相殺処理するものです。詳細は、説明資料5ページのとおりです。10ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費38万6千円の追加は、22節償還金利子及び割引料で、過年度分施設型給付費国費返還金19万4千円及び、過年度分施設型給付費道費返還金17万1千円の増額は、令和3年度において国及び道から交付された補助金額に対して、私立の教育保育施設利用児童数減少により利用実績に基づく補助金の確定額が下回ったため、過剰分を国及び道へ返還するもの。過年度分施設等利用給付費国費返還金1万4千円及び、過年度分施設等利用給付費道費返還金7千円の増額は、令和3年度において国及び道から交付された補助金額に対して、保育要件を満たす一時預かりの

施設利用児童の利用日数減少により利用実績に基づく補助金の確定額が下回ったため、過剰分を国及び道へ返還するもの。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費83万2千円の追加は、12節委託料の健康情報システム改修委託料の増額で、新型コロナワクチン3回目の接種情報登録に係る既存システムの改修を行うもので、全額国庫補助によるものです。詳細は、説明資料6ページのとおりです。11ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費30万5千円の追加は、18節負担金補助及び交付金の自家水道改修事業補助金で、万世地区において新築住宅1棟の建設に伴い水源を新明地区水道に接続するための事業費に対して補助するもの。補助金額は、事業費から20万千円控除した額に補助率40%で算出。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費212万5千円の追加。18節負担金補助及び交付金の農業支援員活動補助金60万円の増額は、支援員の着任時及び就農時の引越しに係る負担を軽減するため助成金を交付するもので3名分を計上、全額特別交付税措置されます。就農施設等整備補助金375万円の増額は、担い手育成対策支援事業として、新規就農する農業支援員に一人当たり125万円を交付するもので3名分を計上、一人当たり100万円が特別交付税措置されます。詳細は、説明資料7ページのとおりです。経営発展支援事業補助金1687万5千円の増額は、新規就農者に対して国と道が財政支援するもので、夫婦型で申請する場合、1組当たり562万5千円を交付、3組分を計上。全額補助金で歳入となります。詳細は、説明資料8ページのとおりです。3目農業振興費補正額はありませんが、歳入において道営土地改良事業監督等補助業務委託金が増額となったことから、財源充当において国道支出金を63万8千円増額し、一般財源で同額を減額するもの。4目畜産業費80万8千円の追加は、18節負担金補助及び交付金の新冠町和牛育種推進協議会補助金で、当初積算時より平均枝重及び平均単価が低いことから補助対象牛が増加する見込みとなったことによるもので、詳細は、説明資料9ページのとおりです。12ページに移ります。2項林業費、2目林道費補正額はありませんが、歳入に係る森林環境譲与税の額が確定し42万7千円減額となることから、財源充当において、その他の森林環境譲与税基金繰入分42万7千円を減額し、一般財源で同額を増額するもの。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費68万5千円の追加。12節委託料30万円の増額は、北星町の町道第1号線の道路敷地内に一部民地が入っている事が判明したため、未処理用地として用地買収に必要な地籍測量図を作成するための測量業務委託料を計上。17節備品購入費38万5千円の増額は、冬季の路面凍結に係る融雪剤散布作業の効率化と時間短縮及び迅速化を図るため、凍結防止剤散布機を1台購入するもの。3項住宅費、1目住宅管理費500万円の追加は、18節負担金補助及び交付金の住宅リフォーム助成金で、当初10件で1000万円を計画し、全件全額の申請を受理しておりますが、新たに5件、1件当たり100万円の申請が見込まれることから増額するもの。なお、財源のうち45%が国庫補助金で歳入となります。詳細は、説明資料10ページのとおりです。13ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費266万7千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担

金2千円の減額は人事異動等によるもの。日高中部消防組合支署経費負担金266万5千円の減額は、定年退職者1名と新規採用者1名の人件費の差額などによるもの。9款教育費、4項認定こども園費、1目認定こども園費79万2千円の追加は、10節需用費の修繕料で、こども園建物の屋上防水材が経年により剥がれたため補修修繕を行うもの。詳細は、説明資料11ページのとおりです。6項保健体育費、1目保健体育総務費22万円の追加は、18節負担金補助及び交付金の町スポーツ協会補助金で、全道大会等の出場に対する町スポーツ大会選手派遣事業補助金について、派遣団体及び個人の増加による増額。詳細は、説明資料12ページのとおりです。

次に歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1111万7千円の追加。1節総務管理費国庫補助金646万7千円の増額は、番号制度対応システム改修に対するもの。3節戸籍住民基本台帳費国庫補助金465万円の増額は、戸籍情報システム改修に対するもの。2目民生費国庫補助金6464万8千円の追加は、1節社会福祉費国庫補助金で、「障害者総合支援事業費補助金」21万2千円の増額は、障害者福祉システム改修に対するもの。アイヌ政策推進交付金6443万6千円の増額は、令和3年度に実施した多機能型交流施設整備事業に対するもの。3目衛生費国庫補助金83万2千円の追加は、1節保健衛生費国庫補助金で、新型コロナワクチン3回目の接種情報登録に係る既存システムの改修に対するもの。4目土木費国庫補助金225万円の追加は、2節住宅費国庫補助金で、住宅リフォーム助成金に対するもの。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金1687万5千円の追加は、1節農業費道補助金で、経営発展支援事業補助金に対するもの。3項道委託金、3目農林水産業費道委託金63万8千円の追加は、1節農業費道委託金で、道営土地改良事業監督等補助業務に係る日数の増加によるもの。7ページに移ります。18款繰入金、1項基金繰入金、3目森林環境譲与税基金繰入金42万7千円の減は、森林環境譲与税の額の確定によるもの。4目財政調整基金繰入金133万6千円の追加は、歳入歳出差引で生じた財源不足分について繰入れるもの。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1933万2千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するものです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入203万8千円の追加。その他雑入15万円の増額は、町有地売却に係る測量業務委託料の折半分。日高中部広域連合前年度精算返還金188万8千円の増額は、介護保険サービスの利用実績が見込額を下回ったことにより返還されるものです。

以上が議案第42号、令和4年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第43号

○議長（荒木正光君） 日程第27、議案第43号、令和4年度新冠町国民健康保険特別

会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第43号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回の予算補正は1回目の補正でございます。令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億7184万4千円とするものでございます。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万6千円の減額。12節委託料国保税制改正対応システム改修業務委託料の減額で、令和4年度より未就学児に係る均等割軽減が導入されるにあたり 国保税システム及びクラウドネットワークへの設定業務委託料を予算化しておりましたが、令和4年度3月に国からシステム変更に係る仕様が示されたところ、変更範囲が軽微であり通常保守業務の中で対応が可能となったことから全額を減額するものでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金50万円の追加。22節償還金利子及び割引料50万円の追加は、国保税の更正に係る還付金で、主な理由は社会保険への加入、世帯員の転出等による還付で、還付実績が予算を超過しておりますことから今後の支出見込み50万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので5ページにお戻り願います。6款1項1目ともに繰越金8万4千円の追加。前年度繰越金の財源化です。

以上が議案第43号の提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 会議案第9号

○議長（荒木正光君） 日程第28、会議案第9号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

先般、診療所の改築基本構想が町から示され、今後、改築に係る諸事項について町から具体的に示されることとなりますが、議会としても診療所の改築について、町と慎重に協議していくため、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く議員11名による、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会を設置し、この委員会に診療所改築に係る諸事項全般についての調査を付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、診療所改築に係る諸事項全般についての調査は、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会に付託し、調査することに決定をいたしました。なお、ただいま設置されました、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会において、正副委員長を互選し、後刻報告をお願いをいたします。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労様でございました。

(午後1時41分 散会)